

石狩西部広域水道企業団水道施設における  
再生可能エネルギーの活用に関するサウンディング調査実施要領

1 調査の目的

石狩西部広域水道企業団（以下、「企業団」）では、平成31年2月に「石狩西部広域水道企業団 地球温暖化対策実行計画」を策定し、令和7年度を基準年度とし、令和12年度までの5年間に二酸化炭素排出量を5%削減することを目標としております。

二酸化炭素排出量の削減には、化石燃料由来の消費電力量を削減する必要があり、削減方法の一つとして、企業団が所有する水道施設への太陽光発電設備の設置を検討しております。検討にあたっては、先進的なアイデアやノウハウをもつ民間事業者との連携が重要と考えており、今後の事業化に繋げるため、事業者の皆様から幅広く意見を伺えるサウンディング型市場調査（以下、サウンディング）を実施します。

2 事業の優先事項

本事業では、「化石燃料由来の消費電力量の削減」、「対象施設の電気料金の低減」の順に、優先的に事業を検討してください。

3 対象施設の概要、事業スキーム

- (1) 対象施設は、別紙1のとおり。
- (2) 対象施設における太陽光発電設備が設置可能な場所は、敷地内未利用地とします。（屋根への設置は検討しません）
- (3) 事業スキームはPPA（オンサイトのみ、オフサイトのみ、オンサイト・オフサイト併用）を想定しています。
- (4) 環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金の活用を想定しています。なお、交付金の期間は令和10年度までを想定しております。

補助率：太陽光発電設備にかかる工事費：1/2 以内

4 スケジュール

実施要領の公表	7月 4日（金）
サウンディング参加申込期間	7月 4日（金） ～ 8月29日（金）
サウンディングの実施	7月 7日（月） ～ 9月26日（金）
実施結果概要の公表	10月下旬公表予定

5 サウンディングの対象者

PPA事業者又はPPA事業を行う予定の事業者（事業グループも可）

ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。（グループの場合は、その構成員の全てが

該当しないこととします。)

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する者
- (4) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

## 6 サウンディング項目

調査の項目は以下のとおりです

- (1) 設備の導入について
  - ① 事業性
    - PPA の手法、設備容量、想定発電量、想定電力単価、年間電気料金
  - ② リスク管理
    - 想定されるリスク、責任分担、事故・故障時の対応、事業終了後の設備撤去
  - ③ 保守管理
    - 定期的な保守点検
  - ④ 環境配慮
    - 周辺環境への影響
  - ⑤ 事業スケジュール
    - 事業期間、工事スケジュール等
  - ⑥ その他
    - 環境省補助金以外の補助金の活用、提案可能なアイデア・ノウハウなど
- (2) 事業への参入について
  - ① 参入するための条件
  - ② 検討するために必要な資料

## 7 サウンディングの手続

### (1) サウンディングの申込

サウンディングへの参加を希望する事業者は、参加申込書（様式 1）、企業団提供資料に関する誓約書（様式 2）に必要事項を記入の上、件名を【サウンディング参加申込（事業者名）】として、電子メールにより提出してください。

また、現地視察を希望する場合は、申込書の「4 施設見学希望」に希望する旨をご記入ください。

申込をいただいた事業者様から、サウンディングの日程調整をさせていただきます。

- ① 申込期間  
令和7年7月4日（金）～令和7年8月29日（金）
  - ② 申し込み先  
「10 問い合わせ先」のとおり
  - ③ 提供資料  
検討に必要な資料につきましては、申込をいただいた後、電子メールにて提供させていただきます。
- (2) サウンディングの実施
- ① 実施期間  
令和7年7月7日（月）～令和7年9月26日（金）
  - ② 所要時間  
1時間程度
  - ③ 場所  
札幌市水道局八軒庁舎2階会議室（札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号）
  - ④ 提案書類の提出  
サウンディングへ参加される事業者は、提案書（様式3）へ記入し、又は提案書の内容に準じた書類を作成し、件名を【提案書（事業者名）】として、サウンディング実施日の前日までに電子メールにより提出してください。  
また、必要に応じて補足資料（配置図面など）を電子メールにより提出してください。  
提出先は、「10 問い合わせ先」のとおり。
  - ⑤ その他  
サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。  
現地視察を希望する場合は、②所要時間、③場所について、別途相談させていただきます。
- (3) サウンディング結果の公表  
サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

## 8 留意事項

- (1) 参加事業者の取扱い  
サウンディングへの参加実績は、事業者公募等における評価の対象とはなりません。
- (2) 費用負担  
サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- (3) 追加対話への協力  
本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等

を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

(4) その他

提案の内容は、今後の事業化を約束するものではありません。

提出いただいた提案書の著作権は応募者に帰属するものとし、当企業団は事業化に向けた検討以外の目的で提出書類等を使用しません。ただし、提出書類等は石狩西部広域水道企業団情報公開条例（令和2年第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益が損なわれる情報等）を除いて、情報公開の対象となることがあります。

9 別紙・参考資料

- (1) 様式1 参加申込書
- (2) 様式2 企業団提供資料に関する誓約書
- (3) 様式3 提案書
- (4) 別紙1 対象施設一覧

10 問い合わせ先

石狩西部広域水道企業団 施設課企画係

担 当 渡辺・松ヶ平

住 所 札幌市西区八軒6条西2丁目1番5号 札幌市水道局八軒庁舎2階

メール [postmaster@ishikariseibu.or.jp](mailto:postmaster@ishikariseibu.or.jp)

電 話 011-215-7554

FAX 011-688-8852